

研修内容報告書

会派名	公明党
参加議員	武者 葉子
日程	令和8年 2月 13日
研修テーマ	事例で考える議会運営のポイント
研修詳細【1日目】	
研修項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 突然提出された動議の取り扱い 2. 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い 3. 議長不信任決議の専決性判断とその対処方法 4. 外交問題や所管外に係る質問・意見書の取り扱い 5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い 6. 事務分掌条例の改正と委員会条例の取り扱い 7. 会議時間の変更手法 8. 兼業禁止かどうかの判断 9. 質問・質疑の省略の是正 10. 事前審査かどうかの判断 11. 発言の訂正・撤回の判断基準 12. 審査予定表と休会の取り扱い 13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い 14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い 15. 発言取り消しの配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求 16. 委員外議員の活用と留意点 17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い 18. 議事と議決の定足数の捉え方 19. 継続審査・調査の期間と手続き 20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い
説明内容	<ol style="list-style-type: none"> 1, ➡ (1) 意義と提案方法 <ol style="list-style-type: none"> (2) 法又は会議規則における特別の規定による動議 (3) 議事進行上の発言 (4) 動議の種類 (5) 独立の動議以外の動議 (6) 緊急動議 (7) 動議の提出権 (8) 動議の成立 (9) 突然動議が提出された場合 (10) 成立した動議の議題の時期 (11) 動議と日程追加

(12) 動議と委員会付託・修正

(13) 動議の審議

2. → (1) 不穏当・不規則発言の違い ★h26.6東京都議会
- (2) 不穏当発言にかかる規定
- (3) 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま ★さいたま市議会発言
- (4) 不穏当発言への対応 ★町田市議会発言取り消し要求動議
- (5) 発言取り消し留保宣告の活用
- (6) 発言取り消し命令が行える期間
- (7) 議長による発言取り消し命令の効力
- (8) 閉会中における発言取り消し
- (9) 発言取り消しと当該発言に対する議員の責任の関係
3. → (1) 決議とは
- (2) 決議の提出要件
- (3) 議長不信任決議 ★2011年東京都議会議長不信任決議
- (4) 議長不信任決議における先決性
- (5) 信任決議と不信任決議の競り合いと除斥
4. → (1) 意義
- (2) 第三セクター・一部事務組合の不祥事等に対する出資団体及び負担金団体の議会での質問
- (3) 外交問題等に国の事務に対する質問の是非
- (4) 意見書
- (5) 意見書の範囲
- (6) 意見書の提出先
- (7) 関係行政庁と長・議会
- (8) 意見書の提出要件
- (9) 外交問題についての意見書
5. → (1) 意義
- (2) 議事に参与の解釈
- (3) 予算審議と除斥
- (4) 条例審議と除斥
- (5) 一般質問と除斥
- (6) 一般質問で除斥する必要性
6. → (1) 委員会の同一性
- (2) 委員会の同一性の喪失
- (3) 委員会の同一性喪失に伴う経過措置
7. → (1) 意義と会議の開閉議との関係
- (2) 会議規則
- (3) 会議時間の変更

(4) 招集日における開議時刻の繰り上げ・開議時刻の繰り下げと開議時間の治延

(4) 会議時間の延長

(5) 会議時間の変更に対する異議

8. ➡ (1) 兼業禁止とは

(2) 根拠条文

(3) 兼業禁止の態様 ★h30.3.26熊本市議会

(4) 指定管理者の指定と兼業禁止

(5) 議員が役員を務める法人への補助金交付と兼業禁止

(6) 改正の理由と留意点

(7) 請負における透明性確保の取り組み

(8) 政治倫理条例による規制に対する判決(最判平26・5・27)★府中市政治倫理条例

9. ➡ (1) 終結と省略の違い

(2) 質問又は質疑が続出して容易に終結しないときの解釈

(3) 質問・質疑終結の動議の提出要件

10. ➡ (1) 判断基準

(2) 行政実例

11. ➡ (1) 手続き規定

(2) 趣旨の変更を伴う発言への訂正申し出の取り扱い

12. ➡ (1) 休会の意義と種類

(2) 休会の種類

(3) 議長の宣告による休会の是非

(4) 休会中における開議

(5) 会期における審議予定表の効力の是非 ★白山市議会審議予定表

13. ➡ (1) 意義と条文

(2) 議事日程の作成権者

(3) 議事日程への記載事項

(4) 日程への案件等の掲載(先議との関係)

(5) 議事日程の記載方法 ★丹波篠山市議会 ★三重県議会

(6) 日程事項の掲載順序

(7) 議事日程の配布時期

(8) 会期中に提出された議案と議事日程

(9) 一般選挙後の初議会における議事日程の配布と日程掲載事項

(10) 日程の順序変更及び日程追加

(11) 議事日程の順序変更及び追加の手続き ★丹波篠山市議会

(12) 会期最終日において議事日程の変更が否決された場合の取り扱い

(13) 議事日程の削除・訂正

	<p>(14) 議会の構成に関する事件と日程追加の是非</p> <p>(15) 審査日程 ★取手市審査日程</p> <p>14. ➡ (1) 会議録署名議員とは</p> <p>(2) 根拠条文等</p> <p>(3) 地方自治法123条における議長の意味</p> <p>(4) 会議録署名議員の指名</p> <p>(5) 会議録署名議員欠席の取り扱い</p> <p>15. ➡ (1) 会議録の取り扱い</p> <p>(2) 愛知県議会発言取り消し命令訴訟 ★最判平30・4・26①②③</p> <p>(3) 会議録原本の開示請求</p> <p>16. ➡ (1) 意義と質疑</p> <p>(2) 委員会への議長・副議長の出席 ★町田市議会申し合わせ</p> <p>17. ➡ (1) 議員の辞職</p> <p>(2) 手続き</p> <p>(3) 辞職願の効力発生時期 ☆ 知立市議会</p> <p>(4) 地方自治法は民法の到達主義を準用</p> <p>(5) 議員の辞職願の撤回</p> <p>18. ➡ (1) 意義と種類</p> <p>(2) 法113条の規定と定足数</p> <p>(3) 法第113条の定足数及び法第116条の出席議員数への議長の算入の是非</p> <p>(4) 定足数の例外</p> <p>(5) 定足数を欠いた議決の効力</p> <p>19. ➡ (1) 意義と規定</p> <p>(2) 継続審査の方法</p> <p>(3) 継続審査の対象となる案件</p> <p>(4) 期限を付さない継続審査の効力とその取り扱い</p> <p>(5) 審査終了又は調査終了までとする継続審査の議決の是非★亀岡市議会 継続審査</p> <p>(6) 継続審査の議決時期</p> <p>(7) 臨時会と継続審査</p> <p>(8) 継続審査事件の撤回</p> <p>(9) 継続審査事件の閉会中の取り扱いと委員会報告書</p> <p>20. ➡ (1) 議会への出席</p> <p>(2) 地方議会のオンライン出席等における取り扱い</p>
<p>主な質疑応答</p>	<p>・ 安中市—sns 発信でのトラブル→問責決議、注意勧告、辞職など</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久市—新人が自由にやっている→罰則はないが、申し合わせ事項を守ってもらう。初めの全員協議会で申し合わせ事項を守ることを伝えること ・ 飯山市—新任期 4 年目の1期目の人が会派を作り、自身の所属委員会の委員長報告に質疑する。→普通はやらないが、法的にはやれる。議事録に残したく技とする人もいる。 ・ 大淵市—動議が出されることは、ほとんどない。→採決の前に修正動議を文章に出される。 ・ 彦根市—7月に移動した。ここ2年動議なし。ここ数か月、当日や日程の忙しい時に事務局で困る。→時間がないからと断る。 ・ 明石市—事項別明細書を作ったが時間がかかる。 ・ 河内長野市—多い。 ・ マタハラ—謝らない→録音が無いと訴訟できない。 ・ 政治審査会—聞き取り調査→最終的措置は議長が決める。 →ハラスメント防止条例を作ると良い。無難。窓口・第三者機関をつくる。弁護士・心理士などを入れる。 ・ 芦屋市—懲罰—議場ざわめく、ひっくりかえる。→sns—適切な措置が必要。 ・ 糸満市—懲罰—訴訟中。11月改選で新人も。 ・ 飯網町—令和7年11月 改選 10名新人、4名現職。新人まとまると怖い。 →会期規則、申し合わせの徹底。 ・ サポーター制度、モニター制度—広報活動から議員になった人も。 ・ 報酬—一定額以上を→質が上がる。低すぎる。 飯田市—東京から5時間—市議選は無投票→成りて不足、質の向上、難しい。 定数の話、複数市での話—議会改革しても、改選でまた新しくなってしまう。 なかなか難しい。 ・ オンライン会議で一般質問は?→条例で決めれば可能。 ・ 委員長報告は?→可決、反対の質疑からはじめる。 ・ 組み換え動議は?→修正案を出す。
市への提言 または要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例で考える議会運営のポイント—事例の映像(ニュースなど)も見ながら説明を受けたので、個別の案件でしたが、各議会での議会運営のポイントが分かりやすかった。 ・ 参加された議会のおかれた違いもあったが、大変に参考になった。 ・ オンラインでの参加だったので、他市の議員さんとの交流ができなかった。 ・ 研修を参考に、これからの議会運営の参考にしたい。 (別紙資料を添付)